



独禁法違反と私法上の効力 -近時の裁判例からみる 独禁法違反の主張の意味-

見之越, 常治

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2019-03-25

(Date of Publication)

2021-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7398号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007398>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	みのこし つねじ 見之越 常治
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	独禁法違反と私法上の効力 —近時の裁判例からみる独禁法違反の主張の意味—
審査委員	主査教授 泉水文雄 教授 池田千鶴 教授 川島富士雄

本稿は、岐阜商工信用組合事件の最高裁判決後の裁判例を参考に、独占禁止法違反を理由に私法上の効力を直ちに否定すると解されないか再考するものである。

まず、第1章では、独禁法違反行為の被害者による民事的救済の必要性について確認する。独禁法は、違反行為に対する措置として排除措置命令や課徴金納付命令等の行政上の措置を中心としており、民事上の措置としては独禁法25条の無過失損害賠償請求や確約措置による金銭補償がある。もっとも、公正取引委員会の措置や調査が前提となる以上、手続きとしては迂遠であり、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求や不当利得返還請求を行うこととなる。岐阜商工信用組合事件の最高裁判決により、独禁法違反の私法上の効力について一応の解決がみられたとされるが、同最判後の裁判例からは、独占禁止法違反を認定しながら私法上の効力を肯定する特段の事例は見当たらない。そこで、独禁法違反が公序良俗違反を意味し直ちに私法上の効力を否定すべきであることについて、本稿で論じる。

第2章では、独禁法違反行為と私法上の効力という論点について、従来からの議論を確認する。独禁法定当初は、独禁法違反行為は絶対的に無効とする無効説が有力であったが、その後、有効説が展開され、両説の中間となる制限的無効説（相対的無効説）も主張されており、各説に親和性のある裁判例についての検討も加えている。そのような中で、岐阜商工信用組合事件の最高裁判決が出ているが、同最判は無効説に立たなかったことが明らかになったに留まり、その後の裁判例をみても、実務上、先例として必ずしも機能していない点について指摘する。

第3章では、独禁法違反の私法上の効力を否定する上で媒介となる公序良俗違反と独禁法違反とが、どのような関係性に立つのか、民法学者の大村敦志教授の論文（「取引と公序—法令違反行為効力論の再検討（上）（下）」（ジュリスト1023号、1025号））を手掛かりとして検討する。大村教授は、法令違反が公序良俗違反の一要素であるとしても、法令違反がウエイトを持つ場合に他の要素が補充的なものになる点を指摘する。近時は、独禁法が求める市場の確保及び自由な競争秩序維持という価値が社会的に広く受容されていると考えられ、そうであれば、独禁法違反が大きなウエイトを占めるものとして独禁法違反の該当性判断が公序良俗違反の判断に通じるものであると論じる。

もっとも、独禁法違反であることから全ての取引行為を公序良俗違反として無効とすることは取引の安全を害することにもなり得るため、さらに独禁法違反行為類型ごとに検討し、岐阜商工信用組合事件の最高裁判決後の裁判例から各違反類型と私法上の効力との関係性について明らかにする。

第4章では、岐阜商工信用組合事件の最高裁判決後に独占禁止法違反の私法上の効力が問題となった裁判例を独禁法の違反行為類型ごとに検討分析し、独禁法違反の該当性判断が公序良俗違反の判断に通じるものと考えられるか検討する。

まず、不当な取引制限及び私的独占について、私法上の効力が問題となった裁判例は多くはないが、そもそも不当な取引制限や私的独占は、いずれも「競争の実質的制限」という効果要件を充足する違反類型であり、独禁法が求める自由な競争秩序そのものを侵害していることを意味する。そうであれば、その反公序性は大きく私法上の効力を否定すべきと考える。この点、取引の安全への考慮の検討も必要となるが、私的独占の場合において、公取委による排除措置命令後にも、その支配的地位に変わらないことから、取引相手方が、支配的地位にある事業者と同様な取引を希望することが見込まれることになり問題であるとする。私的独占の手段たる取引行為を行いながら、その私法上の効力を肯定することは、支配的地位にある事業者の優位性の維持を保護するに等しい結論となり不当である。また、不当な取引制限において、談合契約それ自体について判例学説上も無効とされるが、談合契約で設定された規律に従って顧客との間で締結された個別契約は、談合契約とは異なるため、その私法上の効力が問題となる。そこで、個別契約を無効と判示した裁判例を検討分析したところ、談合契約と個別契約との関係性（密接関連性、密接不可分性）から、個別契約を無効とする結論を導いているものが多くある。これについて、談合契約は不当な取引制限として反公序性が大きく、また談合契約と個別契約との関係が目的と手段の関係性にあるのは当然なのであるから両者の関係性を論じるまでもなく個別契約の私法上の効力を否定すべきである。とりわけ談合は、独禁法違反に留まらず刑法や入札談合等関与行為防止法でも刑罰を伴って禁止されているのであり、自由な競争秩序への侵害に留まらない国家秩序への侵害として捉えられる点からも、反公序性の大きさを裏付けられる。他方、談合と異なり特定の取引を対象としない不当な取引制限の一類型たる価格カルテル事件とも比較検討したところ、価格カルテルと個別契約の関係が談合の様に目的と手段という程の関係性は見い出せないとしても、密接関連性を有することには変わりなく、不当な取引制限として自由な競争秩序への侵害が認められる以上、直ちに私法上の効力を否定すべきとする。

次に、不公正な取引方法の内の優越的地位の濫用について検討する。不公正な取引方法は、不当な取引制限や私的独占と異なり、「公正な競争を阻害するおそれ」を効果要件とするに留まり、自由な競争秩序を侵害する前段階の規制であることから、抽象的には私法上の効力を否定すべきではないと考えられそうである。しかし、実務上は、不公正な取引方法の中でも優越的地位の濫用を理由として取引行為の無効を主張する事案が多く存在する。そこで、優越的地位の濫用と私法上の効力について争点となった裁判例を検討分析すると、単に優越的地位の濫用に該当することでは足りず、「違法性の程度の大きさ」を要件としていることが分かる。そして、違法性の程度が大きいかといえるか検討するに、不利益の大きな拘束条件を付された少なくとも2つの裁判例において優越的地位の濫用を理由として私法上の効力を否定している。これらを含む裁判例を参考に、「取引先変更の可能性」が検討しうる状況にない場合には、違法性の程度が大きいかとして私法上の効力を否定すべきと考える。そして、取引の安全への考慮については、確保されるべき取引の安全という「取引」とは、自由な競争や取引秩序が確保された状態を前提とすべきであり、比較

衡量の対象とすべきではないと考える。

さらに、近時、「取引の条件」と解されにくい専属的合意管轄条項が優越的地位の濫用に該当し公序良俗違反として無効と主張する事案も散見される。独禁法それ自体が絶対的強行法規であり公序と位置づけられることを論拠とするが、独禁法が、違反行為類型にかかわらず公序と位置づけようとする議論について確認する。

また、優越的地位の濫用の補完法に位置づけられる下請法違反についても、私法上の効力が問題となった裁判例が存在する。下請法は、優越的地位の濫用と比較して簡易な手続規定であるから要件充足の立証ハードルが低いとしても、私法上の効力を否定する要件として「不当性の強い」場合を求める裁判例の傾向は、優越的地位の濫用において「違法性の程度の大きさ」要件を求めるのと同様である。ただ、優越的地位の濫用において違法性の程度の大きさを「取引先変更の可能性」の有無によるとの私見に基づけば、この要件の立証は一般に困難が伴うのであり、とりわけ下請法4条1項3号違反における減額の幅や交渉経緯から不当性を立証する場合であれば、その私法上の効力を否定するための立証ハードルは低くなるものと考えられる。

以上の検討を通して、最後の第5章で、本稿は、独占禁止法違反類型のうち不当な取引制限及び私的独占について「競争の実質的制限」という効果要件の充足から私法上の効力を否定すべきとし、不公正な取引方法の内の優越的地位の濫用については、違法性の程度の大きさが必要であって、具体的には「取引先変更の可能性」の有無によるとの結論を示す。

もっとも、本稿で取り上げた独占禁止法違反類型以外の行為について、今後の検討課題として指摘する。

論文審査の結果の要旨

本稿は、独占禁止法違反行為の私法上の効力について検討するものである。この問題は、1947年の独占禁止法の制定時から議論がなされており、広くは取締法規違反の私法上の効力として論じられてきた。この問題は、岐阜商工信用組合事件の最高裁判決（昭和52年6月20日）により、一応の決着をみた。そこでは、有効説ないしは相対的有効説が取られたとされてきたし、その後の判例および通説がこの影響下にあったとされてきた。これに対しては、学説等において近時、無効説が盛り返している状況にある。

本稿は、この問題について、上記最高裁判決以降の下級審判決について、学説を参照しつつ、網羅的に検討し、公序良俗違反による無効説が支持されることを論証しようとしている。もっとも、下級審判決を検討するといっても容易ではない。なぜなら独占禁止法違反といっても、不公正な取引方法、不当な取引制限、私的独占という行為類型によって異なりうるし、不公正な取引方法においても拘束条件付取引、排他条件付取引と最高裁判決の事案である優越的地位の濫用では異なりうる。本稿は、まず不公正な取引方法のうち優

越的地位の濫用、拘束条件付取引の事例を検討し、有効とされた事例はないと結論付ける。本稿はさらに、入札談合およびカルテルに係る不当な取引制限、とりわけ入札談合の事例について検討し、談合契約それ自体が無効であることと、談合契約で設定された規律に従って顧客と締結する個別契約の私法上の効力を区別した上で、個別契約について、談合契約と個別契約との関係性（密接関係性、密接不可分性）から基本的には無効とされるべきとする。また価格カルテルについても基本的に変わりがないとする。理論的には、効果要件が「競争を実質的に制限する」にあること（違法性の程度の大きさ）を強調している。これらの検討と結論は、下級審判決の丁寧な検討と分析と学説上の丁寧な検討によるものであり、本稿の着実な研究の成果といえることができる。

本稿は優越的地位の濫用についてさらに検討し、「取引先変更の可能性」に着目し、「取引先変更の可能性」がない状況等では、自由競争や取引秩序の確保が前提とされるべきであり、私法上の効力を否定すべきとする。さらに、優越的地位の濫用の補完法である下請法違反の私法上の効力については、簡易な手続規定で要件立証のハードルが低いことから違法性の程度の大きさ、「取引先変更の可能性」を基準とすると効力を否定しにくいとするが、減額の幅や交渉経緯から不当性を立証できれば効力を否定できることを示唆する。私人にとって、独占禁止法違反、とりわけ不公正な取引方法の実体条件の立証が容易でないことを考えれば、優越的地位の濫用のみならず下請法の私法上の効力を否定できれば、実務上、被害者救済は容易となる。本稿は下請法違反の私法上の効力を否定することの限界を意識しつつも、効力を否定しうる、そして実務上の使用に耐えうる基準を検討した点に本稿の貢献がある。また、本稿は、国際裁判管轄の合意の有効性について、当該合意自体を優越的地位の濫用として無効と主張され退けられたた 2 件の民事訴訟を検討している。これまでほとんど取り上げられなかった論点および事例を検討しているという特徴がある。

以上のように、本稿は、独占禁止法違反の私法上の効力について、下級審判決および学説を丁寧に検討し、違法性の程度の大きさを判断基準として公序良俗違反による無効となる射程を検討したこと、その射程はかなり広いことを明らかにしたことが本稿の成果といえることができる。

もっとも、本稿にも物足りない点はなくはない。まず、学説の検討は、めりはりのある検討にはなっているものの、やや表面的なもので終わっている点が気になる。また、奥道後温泉事件判決については、判決自身が相対的効力説または個別考慮説を明示しており、無効説により説明するのはおかしいのではないかと審査員の疑問がだされた。前者については、本稿は、高度専門法曹養成プログラムを受講した実務家による論文であり、研究者コースの大学院生の論文に比較すると、学説の整理等が弱い面があるのは否定できない。しかし他方では、実務家ならではの観点から事案を丁寧に分析し、実務に耐えうる基準を見出そうとする努力は評価に値するといえよう。後者の点については、同判決は、本人の主張する見解によっても矛盾なく説明できることを述べようとしたものであると理解してよいのではないかと審査員の意見もだされた。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である見之越常治氏が博士(法学)の学位を

授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成31年 2月27日

審査委員 主査 教授 泉水文雄

教授 池田千鶴

教授 川島富士雄